

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から54年3月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、専門学校卒業を契機に、昭和54年7月ごろにA市役所にて国民年金の加入手続を行い、窓口の職員に勧められ過去の未納分を2回に分けてB駅前の金融機関で納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金の加入手続を行った昭和56年7月の時点では、過年度保険料で納付が可能な期間であり、申立期間②に近接する55年4月から56年3月までの国民年金保険料は、過年度納付したと推測できることから、申立人の主張どおり、申立期間②の保険料についても同様に過年度納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、12か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和54年4月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年7月の時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年3月まで

私は、父に「60歳になったときに年金を受給できるので、国民年金保険料はしっかり納付していきなさい。」と教えられ、保険料を納付してきた。申立期間当時は、昭和45年1月\*日に結婚し、A市B区に居住することとなり、保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に検認印紙を貼ってあったことの記憶はあるが、役所で「古い手帳は要りません。」と言われ、その手帳を廃棄してしまった。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳の住所地はA市B区となっており、申立人は、B区で国民年金の住所変更の手続を行ったことが確認できることから、申立期間であるB区在住期間の国民年金保険料のみが未納の記録となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料をすべて納付している上、昭和56年7月から61年3月までの期間及び平成9年12月から16年3月までの期間は、付加保険料を含めて納付し、10年4月から16年3月までの期間は前納制度を利用しているなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間は未納期間と記録されているが、私は、昭和44年4月12日に国民年金に任意加入し、45年7月6日にA市役所で昭和44年度分と45年4月から同年6月までの3か月分、合計15か月分の国民年金保険料を納付し、44年度の国民年金印紙検認記録でもそのとおり記録されているので「45年度を44年度と誤記したものである。」との社会保険事務所の回答には納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得は、昭和45年4月1日任意加入と記録されているが、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和44年4月12日に任意加入し、44年度の国民年金印紙検認記録欄にはA市の検認印が押されているのが確認できることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から同年11月まで  
② 平成6年12月

平成6年6月から同年12月までの国民年金保険料は、8年10月にA市役所から6年6月から7年3月までの未納分の督促状が届き、B駅前の金融機関にて一括で10万円ぐらい納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が初めて国民年金保険料を納付した平成9年1月8日の時点では、過年度保険料で納付が可能な期間であり、申立期間②に近接する7年1月から同年3月までの保険料は、過年度保険料で納付されていることから、申立人の主張どおり、申立期間②の保険料についても同様に過年度保険料で納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回とも適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立人が初めて保険料を納付した平成9年1月8日の時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした直後の昭和50年7月ごろに妻と一緒にA銀行（現在は、B銀行）のC支店で10万円ぐらいを引き出し、その後、さらにいくらか足してD市役所に私と妻のすべての未納分をさかのぼって納付した記憶があるが、そのことが社会保険庁に記録されていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したと主張する昭和50年7月は、第2回特例納付の実施期間中であり、申立人及びその妻が特例納付及び過年度納付したとする金額は、未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人及びその妻は、申立期間後の昭和50年4月以降すべて納付済みである上、申立人及びその妻の特殊台帳の記録により、申立人は昭和50年度、51年度及び53年度、申立人の妻は、51年度及び53年度の保険料を前納していることが確認できることから、申立人及びその妻は、申立期間当時、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、当時のD市役所では、特例納付を勧奨し、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、納付者に交付する扱いが行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私の年金記録のうち、申立期間については、当時は十分に余裕のある生活をしていたので、国民年金保険料を未納にするはずがなく、私が間違いなく納付したので、未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は17か月と比較的短期間であり、申立期間前の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の夫は、昭和50年8月以降、20年間にわたり継続して同一の企業に勤務し、経済的に安定していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月  
② 昭和48年11月から49年6月まで

私は、昭和48年1月に会社を退職し、同年2月に再就職した後にA市B区役所に出向き、将来の年金受給の必要性を考慮して国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付した。申立期間②については、再就職するまでの間、同区役所で加入手続を行い、48年11月から49年6月までの保険料を付加保険料を含めて納付しており、定額保険料の領収書を発行されたが、同区役所の職員に「付加保険料は国民年金手帳への押印で納付済みになるから。」と説明を受けた。申立期間①について未納、申立期間②について定額納付とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳から国民年金保険料を納付し、申立期間②以降、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまで保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への変更手続も適正に行っている上、昭和45年12月及び52年4月には付加保険料の納付手続を行っていることから、国民年金制度への理解と保険料の納付意欲の高さがうかがえる。

また、申立期間②について申立人の所持する国民年金手帳の昭和48年11月及び49年1月の検認欄に申立期間当時の定額保険料額と付加保険料額及びその合計額が記載され、「済」の印が押印されている上、申立人は申立人自身がA市B区役所国民年金担当窓口で納付し、同区役所職員に「付加保険料は国民年金手帳への押印で納付済みになるから。」と説



明されたと記憶していること、当時、同区役所では担当窓口で現年度の保険料の収納を取り扱っていたことを考え併せると、申立人の申述に矛盾は無く、付加保険料についても納付していたものとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録、A市B区の保管する被保険者名簿の資格記録及び社会保険庁の資格記録はすべて一致しており、申立期間①は申立人が国民年金に未加入であったと考えられる上、それらの記録が訂正された形跡も見当たらないことから、申立期間①は保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年6月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 1772 (事案 422 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年3月まで  
当初の調査時には、自分に国民年金の話をした友人の情報を伝えていなかったため、その友人から話を聴いて、申立てを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A市の被保険者名簿に申立人の名前を確認できなかったこと、申立人にB市で払い出された国民年金手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料をほとんど納付することができないことから、既に、当委員会の決定に基づき平成20年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の調査時においては確認できなかった、申立人が国民年金に加入する端緒となった話を聴いたと主張するその友人は、申立人に国民年金についての話をしたことがあると回答しており、申立人には、当時、国民年金に加入する動機があったと認められる。

また、申立人が加入手続をしたと考えられる時期にA市で払い出された国民年金手帳記号番号に欠番が認められ、当該欠番が生じた理由・経緯について、C社会保険事務所及びA市は不明としており、昭和53年3月時点において、納付可能な51年1月から53年3月までの保険料を申立人が納付した可能性を否定し得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私が叔父の家(商店)で働いていたとき、叔父が私の国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の昭和36年4月から37年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和36年4月1日以前に申立人の叔父及び叔母と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の叔父及び叔母は、保険料を36年4月分からほぼ完納しており、申立人の保険料についても申立人の叔父が納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間後の昭和37年度から46年度までの保険料はおおむね納付期限内に納付しており、申立期間を除き未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から2年6月までの期間及び3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成2年6月まで  
② 平成3年4月

申立期間については、昭和62年1月に自営の仕事をしたので、夫の扶養から外れる手続きを行い、国民年金保険料を納めていた。また、平成元年1月からは夫も国民年金に加入したので、それからは二人分を夫の銀行口座から口座振替で納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成元年1月から2年6月までの期間については、申立人の夫は納付済みである上、その夫は自分が国民年金に加入してからは、自分の銀行口座から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたと証言していることから、納付されたと考えるのが自然である。

申立期間②については、前後の期間が納付済みである上、1か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和62年1月から63年12月までの期間については、申立人は、62年1月に第3号被保険者（夫の被扶養者）から第1号被保険者（被扶養者ではなく、保険料の納付が必要）への切替手続きを行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録より、62年1月20日に第3号被保険者に該当しなくなった旨の処理が平成元年2月9日に行われていることが確認できる上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から2年6月までの期間及び3年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、A町役場に勤務していた父が行ってくれ、昭和46年に国民年金手帳を渡されるまで、国民年金保険料も納付してくれていた。姉の保険料も父が納付しており、姉が納付済みであるのに私の年金記録が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人姉妹の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているところ、申立人の姉は、結婚した昭和45年に国民年金手帳を手渡されるまで、その父が保険料を納付してくれており、申立人の保険料をその父が納付しないはずがないと述べていることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間の前後の期間は納付済みである上、当時同居していた申立人の姉は、申立期間が納付済み（昭和44年12月から45年5月までは厚生年金保険の加入期間が判明し平成17年2月に還付）であることから、申立人の申立期間についても、その父が納付してくれていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、母にしてもらっており、申立期間の保険料については、母も間違いなく納付したはずと言っているのです、1か月だけ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているところ、その母も同様の証言をしている上、その母は、国民年金加入期間において未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行うなど、年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人は20歳になった平成6年\*月から、申立期間を除き厚生年金保険の被保険者となる前月の10年3月まで未納は無い上、申立人と同じくその母が保険料を納付していたとする申立人の弟は、20歳になった11年\*月から厚生年金保険の被保険者になる前月の14年3月まで納付済みであることから、1か月と短期間である申立人の申立期間についても、その母が納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年3月まで

私の国民年金の加入手続は、A市役所で母が行ったと聞いている。国民年金保険料は、両親と私の3人分を母が集金人に納付していた。母も私だけ未納となっているのはおかしいと言っており、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているところ、その母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含み60歳になるまで、保険料を完納していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和60年4月中旬に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間以後は長期にわたり保険料を納付している上、申立期間は4か月と短期間であることから、納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年12月1日から3年12月31日まで

私は、平成2年12月1日から3年12月31日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたところ、今般、D社会保険事務所から、その間の標準報酬月額が、4年5月29日付けで26万円から9万8,000円に減額されている旨の説明を受けた。当該減額訂正について事業主から説明を受けた記憶が無いので、調査の上、元の額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係るC社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成3年12月31日の約5か月後の4年5月29日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年12月から3年11月までの期間について9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の総務関係業務担当の取締役であった旨を供述しているものの、申立期間当時、当該事業所の経理事務を担当していた元従業員は、「厚生年金保険関係の事務は、事業主が直接税理士に委託して処理していた。申立人は、何ら関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正



があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和21年7月1日から同年10月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA事業所における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年3月1日から21年4月1日まで  
② 昭和21年6月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険期間照会申出書を提出したところ、申立期間が未加入とのことであった。私の夫は、戦前戦後を通じて、B事業所、C事業所、A事業所と名称は変わっても同じ組織に継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和21年7月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と姓名及び生年月日と同じ者の記録で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が存在し、申立人の妻が所持する申立人の履歴メモ及び申立人の同僚の証言から判断すると、これは、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると考えられることから、申立人が21年7月1日から同年10月1日までA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、120円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和21年6月30日から同年7月1日までの期

間については、申立人の妻が所持する申立人の履歴メモ及び申立人の同僚の証言から、申立人がA事業所D支所からA事業所に継続して勤務していたことは推認できるものの、A事業所D支所における申立人の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の記録は、A事業所と別番号で管理されているとともに、資格喪失日が21年6月30日と記載されていることが確認できる上、当該事業所は23年に解散しているため、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

申立期間①については、申立人の妻が所持する履歴メモ及び申立人と一緒にC事業所からC事業所E支所に転勤したと述べている申立人の同僚の証言から、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、C事業所E支所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないとともに、申立期間①後のA事業所D支所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年4月1日であり、申立期間①は適用事業所ではない。

また、上記同僚の記録も申立人と同様に、申立期間①について厚生年金保険の記録を確認することができず、昭和21年4月1日にA事業所D支所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立事業所はすでに解散しているため、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和21年6月30日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち昭和21年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から5年6月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年5月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年6月30日から6年3月24日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、6年3月24日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは38万円、同年10月から6年2月までは36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年6月30日まで  
② 平成5年6月30日から6年3月24日まで

私の申立期間①の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられているので、これらを正しい額に戻してほしい。

また、私は、平成12年1月25日までA社に勤務したが、少なくとも事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる6年3月24日までは、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成6年3月24日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月半後の同年5月9日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年4月から同年9月までの期間については36万円から、同

年10月から5年5月までの期間については38万円から、それぞれ15万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、元事業主の妻である元専務が「申立人はB（職種）であり、社会保険事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額<sup>①</sup>の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間<sup>①</sup>に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年5月までは38万円に訂正することが必要である。

2 申立期間<sup>②</sup>については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社を平成12年1月25日に離職していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の約1か月半後の平成6年5月9日付けで、5年6月30日にさかのぼって申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失処理が行われている上、5年10月の標準報酬月額<sup>②</sup>の改定が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主の妻である元専務が「申立人はB（職種）であり、社会保険事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年3月24日であると認められる。

また、申立人の申立期間<sup>②</sup>に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年6月から同年9月までは38万円、同年10月から6年2月までは36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年11月1日から9年8月18日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月1日から同年11月1日まで  
② 平成8年11月1日から9年8月18日まで

私は、平成8年3月1日から9年8月18日までA社に勤務していたが、その間の標準報酬月額が、実際の給与と異なっている。当時の月給は、入社時の雇用契約により月額25万円であったので、訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社は、平成9年8月18日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年11月から9年7月までの期間について22万円から9万2,000円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員ではないことが確認できる上、当該事業所の事業主は、自分が社会保険事務の責任者であったことを認めていることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、遡及訂正などの不合

理な処理は確認できない上、ほかに申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年3月31日まで

A社における私の標準報酬月額の記録が、申立期間について59万円から14万2,000円に、平成9年4月24日付けでさかのぼって訂正されているのは納得できないので、元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月24日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年5月から9年2月までの期間について59万円から14万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、平成8年12月31日付けで取締役を辞任（9年3月13日登記）しており、遡及訂正処理が行われた時点では役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、A社の子会社のB社の取締役営業部長であり、厚生年金保険の手続は親会社であるA社の経理部門が行っており、私は関与できる立場になかった。」と供述しているところ、元同僚は、A社には経理部門として経理課が存在し、営業部門にC部とD部があり、申立人はD部の責任者であった旨を回答しており、申立人の供述内容と符合することから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していないと認められる。

加えて、申立人から提出されたB社の平成8年6月の給与明細書により、



申立人は、申立期間において 59 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から同年8月21日まで

A社に勤務していた申立期間当時の給料は、月100万円程度であったが、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっている。納得がいかないので、本来の報酬額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成2年8月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の同年12月26日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年5月から同年7月までの期間について53万円から9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成2年8月20日に取締役を辞任（同年10月9日登記）していることから、遡及訂正が行われた時点では取締役ではない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、遡及訂正処理前の同年11月7日には別の事業所に勤務していたことが確認でき、元同僚は、「申立人は、Bを職務とする営業担当の部長であり、社会保険事務を担当する者が別にいた。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から63年6月まで  
申立期間の保険料は、平成2年11月ごろ、A区役所B事務所で20万円から30万円くらい納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成2年10月ごろであり、これを基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）及び周辺事情が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、平成2年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能であった昭和63年7月以降の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年4月まで

私は、会社勤めを辞め、A区の自宅で自営業を営んでいた申立期間当時、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を区役所から送付されてきた納付書により銀行で納付していたのに申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月以降にB県C市で払い出されていることが確認できるが、申立人はC市では国民年金の加入手続を行った覚えは無いと申述し、A区に在住していた申立期間当時に任意加入手続を行ったと強く主張しているところ、D社会保険事務所において申立期間当時にA区に払い出された手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿により縦覧調査を行ったが、申立人が別の手帳記号番号で加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳はE社会保険事務所から再交付されているが、手帳の「国民年金の記録」欄及び社会保険庁の被保険者台帳では、F区在住時の昭和54年5月26日に任意加入となっており、申立期間の加入記録の記載は無く、未加入期間であることから申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年1月まで

私は、両親から国民年金に加入するように勧められたが、私に経済力が無かったので、A(職種)をしていた母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。母が納付した事実を私と妻が聞いており間違いはない。未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が納付したはずであり、申立人とその妻が母から納付したことを聞いていると申述しているが、申立人の父は既に他界し、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしたとされる申立人の母は病気のため事情を聴取できない上、申立人は保険料の納付等には全く関与しておらず、保険料の領収証書を見たことは無いと述べるなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月以降にB市に払い出されていることが確認できるところ、申立人はC市に居住していたその母親が保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時は病気で入退院を繰り返し、長男を出産したころで、自分で納付した記憶は一切無く、義母が納付したことについても記憶が定かでないと言明しており、申立期間に対応する期間が未納である。

加えて、申立期間の保険料を納付したとする関連資料(確定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から61年3月まで

私は、昭和46年10月に会社を辞め転居し、A区の事業所に住み込みで働いていた。当時の雇用主が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が郵便局で納付していた。同じ店に勤務していた夫と結婚してからは、ボーナスのときに夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に転居して事業所に勤務したときに、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年5月に社会保険事務所からB市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人は61年12月ごろに加入手続を行ったと推認でき、申立期間に係る個人別手帳記号番号払出管理簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立人は、雇用主が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は自分で郵便局で納付していたと述べているが、元同僚は、「国民年金の加入手続は自分で行った。従業員はほかにも何人かいたが、区役所の人で国民健康保険料と国民年金保険料の集金に来たときにそれぞれが払ったと思う。」と述べており、A区役所では、平成元年ごろまで保険料の個別訪問徴収を行っていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和61年12月の時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険

料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から59年3月まで

昭和46年10月に私が21歳、夫が28歳で結婚したとき、それまで一度も国民年金保険料を払っていなかったことを知り、二人で国民年金に加入しようとしたが、夫は今からでは加入年数を満たさないとのことで私だけが加入して保険料を払ってきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に結婚を機に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日から、申立人は59年9月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、46年9月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、加入に際しての強い記憶として、その夫については昭和46年10月の時点で年金受給に必要な加入年数を満たすことができないため、加入しなかったと述べているが、同時点において、申立人の夫はまだ28歳であり、60歳までに年金受給資格を得るために必要な加入年数(25年)を満たすことが十分可能であるところ、申立人の手帳記号番号が払い出された59年9月時点では、その夫は41歳であり、60歳までに年金受給に必要な加入年数を満たすことはできないことから、年金記録どおり加入手続を行った年が59年であれば、申立内容と一致する。

さらに、申立人が所持する加入時に交付されたとする年金手帳は、昭和



49年11月から使用されているオレンジ色調のものであり、46年に加入手続を行ったのであれば、別の色調の国民年金手帳が交付されたはずであり、当該年金手帳に申立期間以前に発行された厚生年金保険被保険者証及び基礎年金番号通知書が貼られていることを考え併せると、当該年金手帳は国民年金に加入した際に発行された初めての年金手帳であると推認できる。

加えて、口頭意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私が20歳になったときに、当時勤務していた事業所の店主が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は勤務先に来ていた集金人に自分で納めたはずであり、申立期間が未納となっているのは、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年に当時の勤務先の店主が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は39年11月ごろにA町において国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立期間当時の同僚であった申立人の夫（昭和40年7月に結婚）は、昭和39年11月ごろ、A町において申立人と一緒に国民年金に加入しており、申立期間は申立人と同じく未加入となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年11月から10年1月まで  
私は、何度か転職しているが、会社を退職してから新たに就職するまでの期間の国民年金保険料は必ず納付していた。申立期間のみ未納となっていることはあり得ないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、10年2月に再就職するまでの間に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳（9年6月5日交付）には、最初に国民年金の被保険者となった日が13年2月1日と記載されており、それ以前に国民年金に加入した記録は見当たらない。

また、申立人は、健康保険の任意継続の手続を社会保険事務所で行っており、「その際、国民年金の加入手続を行ったかも知れない。」と申述するのみであり、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年10月まで

昭和43年7月に夫が公務員を中途退職したので、私は、年金に不安を感じてA市で国民年金に加入したはずなのに、社会保険庁の記録では、50年11月に加入したことになっており、納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月にA市で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年10月3日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、申立人が所持する年金手帳に初めて国民年金の被保険者となった日は50年11月27日(任意)と記載されていることから、申立人は同日に国民年金の任意加入手続を行ったと推認でき、氏名検索及び昭和43年度にA市に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は任意未加入期間であり、制度上、加入前の任意未加入期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 5 月 21 日まで  
私は、申立期間については、22 万円の月給をもらっており、社会保険事務所にもその金額で届けていたはずであり、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、月給相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人が A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は 22 万円と記録されていたところ、同事業所が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 5 月 21 日の後の同年 12 月 5 日付けで、6 年 9 月 1 日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を 9 万 2,000 円に引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の従業員は、「社会保険料の滞納があった。社会保険の事務は社長が行っていた。」と証言し、申立人は、「適用事業所でなくなる前から会社の代表者印を自分で所持していた。」と供述しており、社会保険事務所は、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることを踏まえると、代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 1 月 16 日まで  
社会保険事務所職員から、私の申立期間の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して 12 万 6,000 円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、30 万円ぐらいの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年2月23日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年3月から同年12月までの期間について32万円から12万6,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の<sup>そきゅう</sup>代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、被保険者は申立人のみだったことが確認できるところ、申立人は、「会社の代表者印は自分が管理しており、社会保険事務所への資格喪失に係る届書には自分が押印したと思う。」と述べている上、申立期間に係る資格喪失処理と標準報酬月額の訂正処理が同日に処理されていることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理は有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月11日から同年5月27日まで  
私は、A（船舶名）のB（職種）として昭和24年3月11日から同年5月27日まで勤務し、退職後失業保険も受給していたのに、この期間が船員保険被保険者資格期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳により、A（船舶名）に昭和24年3月11日雇入れ、同年5月27日雇止めの記載及び公認されたことが確認できることから、申立人が申立期間においてA（船舶名）に乗船していたことは推認できる。

しかし、船員手帳の記録で確認できるA（船舶名）の所有者、Cについては、社会保険事務所保管の船舶所有者名簿において船員保険の適用船舶所有者としての記録が無い。

また、船員手帳の記録から確認できるA（船舶名）の当時の船長のDについては、社会保険庁の記録によれば、当該申立期間は船員保険被保険者としての記録が無く、ほかの被保険者期間にもCを船舶所有者とする船員保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は申立期間の後、失業保険を受給していたことを申立期間において船員保険に加入していた根拠としているが、当該支給期間は申立期間の前の支給期間の累計となっており、船員保険の失業保険は離職の翌日から起算して1年の期間内は、再就職した後再び離職した場合には、再就職後新たな受給要件を満たしていないときも、前の受給資格に基づき、残日数分が支給されることから、申立期間の前の勤務に基づく支給であったものと考えられる。

加えて、申立人が記憶している船舶所有者及び船長の所在が不明であるため周辺事情を調査できない上、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、平成 3 年 6 月 1 日から 8 年 10 月 31 日まで、A 社を経営し、自らも厚生年金保険に加入していたが、今般、B 社会保険事務所から、標準報酬月額が同年 11 月 20 日付けで、18 万円から 11 万円に減額処理されている旨の説明を受けた。私自身は、そのような届出を行った記憶が無いので、調査の上、標準報酬月額を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 10 月 31 日の後の同年 11 月 20 日に処理が行われていることが確認できる。

しかし、この記録の処理は、申立人に係る標準報酬月額を遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正したものではなく、適正な時期に提出すべきであった届出が遅れたために行われたものと考えられ、社会保険事務所の事務手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所において事業主であったこと、社員は自分 1 人であったことを自認した上で、「賃金台帳や社会保険事務所への届出書類は何も保存されておらず、明確な記憶は無いが、厚生年金保険の適用事業所から離脱する届等については、自分で社会保険事務所へ赴き提出したと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月1日から59年6月1日まで  
私は、昭和52年4月25日から60年12月1日までA県B市Cに在ったD社に勤務し、途切れることなく厚生年金保険に加入していたはずであり、57年5月1日から59年6月1日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係る厚生年金保険年金証書により、申立人が昭和57年6月24日に60年改正前の厚生年金保険法に基づき老齢年金が裁定され、57年5月に受給権が発生したことが確認できる。60年改正前の厚生年金保険法に基づく老齢年金は、会社の退職（厚生年金保険の被保険者資格喪失）が受給要件であり、申立人は、社会保険庁の記録のとおり、同年5月1日に資格を喪失したものと認められる。

また、昭和60年改正前の厚生年金保険法に基づく老齢年金は、受給開始以降、会社に勤務して厚生年金保険の資格を取得した場合、年金支給額が調整（支給停止）されるものであるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間について、申立人の老齢年金の支給額の改定又は支給の停止等が行われた履歴を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間以降に厚生年金保険の資格取得記録が確認できる昭和59年6月1日の翌月7月に在職による年金額の改定が行われていることから、申立人は、当時、老齢年金の支給額の改定を承知していたと推認できる。

加えて、申立人は、D社において、昭和52年4月から60年12月まで途切れることなく勤務していた旨主張しているが、申立人の当該事業所に係る雇用保険加入歴が52年4月25日に資格取得、57年5月20日に離職、59年6月1日に資格取得、60年11月30日に離職と記録されている上、

申立期間の前後の申立人に係る健康保険証は別番号となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年5月31日まで

私は、昭和57年から、子会社に出向したこともあったが、A社に継続して勤めていた。申立期間当時の給与は月に70万円くらいだったが、社会保険庁の記録では9万8,000円となっているのは納得できないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成10年\*月\*日に65歳到達のため厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、引き続きA社及びその子会社に勤務し、政府管掌健康保険のみに加入していたところ、14年の厚生年金保険法の改正により、被保険者となれる年齢の上限が70歳に変更されたことに伴い、14年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立人は、申立期間の報酬月額は9万8,000円でなく70万円くらいだったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、資格取得時の標準報酬月額（9万8,000円）の決定に係る処理は、平成14年6月5日に行われていることが確認でき、社会保険事務所において<sup>そきゅう</sup>遡及訂正などの不合理な処理が行われた形跡はうかがえない。

また、申立人は、「当時、給与は遅配が多く、退職時には給与を手形でもらうなどしており、厚生年金保険料の控除については不明。」としている上、当該事業所は、平成14年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在は不明で、元事業主とは連絡が取れないことから、申立期間当時の保険料控除の実態は不明である。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に見

合う厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、私の平成 5 年 7 月から 6 年 7 月までの標準報酬月額が 47 万円となっているが、給与明細書を見ると 53 万円が正しいと思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の給与明細書により、申立人が主張するとおり、申立期間において社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（47 万円）の決定の基となる報酬月額よりも高い給与が支給されていたことが確認できる。

しかし、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、申立期間において、給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 3 月 15 日まで

私は、申立期間当時、A社と同じビル内にあった関連会社のB社及びC社に兼務しており、一緒に仕事をしていた兄や同僚は厚生年金保険に加入していたので、自分も加入していたと思う。

社会保険庁の記録では、A社における昭和 30 年 5 月 1 日の厚生年金保険の被保険者資格取得は、当初再取得となっていたのを最近になって新規取得に訂正したとのことだが、同年 5 月 1 日以前に厚生年金保険に加入していたから、再取得となっていたはずであり、記録訂正は納得できない。申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 5 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の、29 年 7 月からA社の関連会社であるB社及びC社に勤務していたと主張しているが、複数の元同僚に照会しても申立人の勤務期間に関する証言は得られなかった。

また、元同僚の一人は、「A社、B社及びC社の3社は、いずれも社長が同じで、総務関係はすべてA社が行っていた。社会保険も全員、A社で入っていたと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、社会保険事務所の記録ではB社及びC社は厚生年金保険の適用事業所としては確認できず、元同僚が社長であったとしている者は既に他界しており、申立人の勤務実態は不明である。

加えて、A社は、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でな



くなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）において、当初、昭和 30 年 5 月 1 日の A 社における資格取得が再取得と記録（現在は、新規取得に訂正済み）されていたため、それ以前の厚生年金保険加入歴があるはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿（紙台帳をマイクロフィルム化したもの）では、申立人を挟んで前後 5 人に対し厚生年金保険記号番号が連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の当該事業所における資格取得が再取得ではなく新規取得であったことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 1 月ごろから 45 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まではA社B支店に、44 年 1 月ごろから 53 年 8 月 31 日まではC社に勤務した。A社に勤務した全期間及びC社の勤務期間のうち 45 年 1 月 10 日より前の1年くらいの期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人の就職をあっせんし、A社の元B支店長であった申立人の義父は、「申立人は臨時雇いなので、厚生年金保険は加入していないと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は、平成 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は既に他界していることから、申立期間①当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、雇用保険の記録により、C社において昭和45年1月10日に資格取得し、53年8月31日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符号する。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C社は、昭和57年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「申立期間②当時の賃金台帳等の関係資料が無く、申立人の申立期間②当時の勤務実態は不明である。」と回答している上、元同僚に聴取しても、申立人の勤務実態に係る証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月16日から同年12月5日まで  
私は、A社に昭和33年8月から35年11月まで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、申立人が継続して勤務し、途中で退社したことは無かった旨を証言していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和34年7月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年12月5日に被保険者資格を再取得し、その際、新たな番号で健康保険被保険者証が交付されていることが確認でき、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A社は、昭和44年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の雇用の実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで  
私の平成 6 年 10 月から 7 年 8 月までの標準報酬月額の記録が実際の給与とは異なっており、当時の月給は 30 万円強だったので、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年9月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その4日後の同年9月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年10月については34万円から32万円に、同年11月から7年8月までの期間については34万円から20万円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認め、「代表者印及び社印については、自分が管理していた。」と供述しており、管轄社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届出でなければ受け付けない。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。